

特別定額給付金Q&Aについて

Q. 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

A. 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、半田市の住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしています。在留期間が3カ月を超えるなどとして住民基本台帳に登録されている外国人も受け取れます。海外に住む日本人は今回の支給対象外です。

Q. 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

A. 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。家族がそれぞれ別々に受け取ることはできません。

Q. 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

A. ①本人確認書類
マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、在留カード、健康保険証、介護保険証、国民健康保険証、後期高齢者保険証、生活保護受給者証、年金手帳、法人発行の身分証明書(顔写真付き)などの写し
②振込先口座確認書類
金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

Q. 申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

A. 令和2年8月27日までとなります。※当日消印有効

Q. どれくらいで振り込まれますか。

A. 市役所が申請情報確認後、概ね3週間程度でお振込みします。

Q. 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

A. 本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での代理人による申請も可能です。基準日(4月27日)時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方(※)による代理申請が認められます。
※代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類が必要です。

Q. 世帯のそれぞれが申請することは可能ですか。

A. 申請者は、その方の属する世帯の世帯主になります。
家族がそれぞれ別々に申請することはできません。

Q. 世帯主の代わりに申請書を記入することは可能ですか。

A. 申請者は必ず世帯主(申請者・受給者)としてください。
世帯主以外の方のお名前を申請書の「○世帯主(申請・受給者)」に記入すると受け付けられなくなりますのでご注意ください。

Q. 申請書へ記入間違いをしましたが、どうしたらいいでしょうか。

A. 間違いを二重線で訂正して、訂正印を押してください。

Q. 口座の名義は誰でもいいですか。

A. 口座の名義が世帯主(申請・受給者)と一致していることが必要です。
原則として、世帯主以外の口座(配偶者、子、経営する会社など)には振り込めませんのでご注意ください。

Q. 郵送以外の申請方法はありますか。

A. 郵送申請のほかに、マイナンバーカードを使った電子申請する方法があります。
マイナポータルでの手続きとなります。詳細は、半田市ホームページでご確認いただくか、半田市特別定額給付金事業実施本部コールセンターまでお問い合わせください。(0569-84-0600)

Q. 申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

A. 住民の方から特別定額給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分します。

Q. 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

A. 特別定額給付金は、法律により非課税になりますので、課税されません。

Q. 特別定額給付金以外で何か支援策はありますか。

A. 半田市では、生活にお困りの方のための総合相談窓口として、「くらし相談室」(生活援護課内/TEL 0569-84-0677)を開設しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響による就労環境の変化等で、経済的に困りの方の相談も受けておりますので、お気軽にご相談ください。